

## 議案第37号

さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例の制定について  
さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会条例

(設置)

第1条 さいたま市しらさぎ荘の活用を目的とした建物等の譲渡及びその敷地の無償貸付に係る事業者を公募の方法により選定するに当たり、提案の内容その他事業者の選定に関し必要な事項を審査するため、さいたま市しらさぎ荘の活用に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 観光業又は宿泊業に関し識見を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 市職員

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会が第1条の規定による審査の結果を市長に報告するまでの間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民・スポーツ文化局において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。